

木造住宅の耐震診断・耐震改修等の助成制度 府中市

助成の対象

①から③の全てに該当するもの

- ① 旧耐震基準(昭和56年5月31日以前に建築)の一戸建ての木造住宅(店舗等の用途を兼ねるものを含む※1)
- ② 現に住宅の所有者等※2が居住し、かつ住民登録をしていること※3
- ③ 市税等の滞納がないこと

※1 店舗等の用に供する部分の床面積の合計が、延べ面積の2分の1未満であるものに限ります。
 ※2 所有者等とは、所有者本人及び所有者の二親等以内の親族をいいます。
 ※3 耐震診断及び耐震改修は、現に居住している場合のほか、所有者等が診断・改修の実施後すみやかに居住する予定の場合も助成対象となります。また、耐震除却は、除却の実施前まで居住し、かつ完了時まで所有者等であり続けることを要件とします。

耐震診断

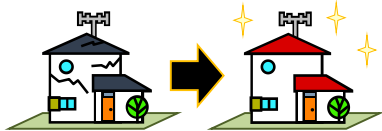


【診断する者】

- ・一般社団法人東京都建築士事務所協会南部支部府中部会に所属する建築士
- ・府中市内に事務所がある東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度に基づき登録を受けた事務所

助成限度額 **12万円** (ただし、耐震診断費用の3分の2)

耐震改修



市の助成制度により実施した耐震診断で上部構造評点が1.0未満と診断された住宅で行う、上部構造評点を1.0以上とする耐震改修工事
【改修工事業者】

- ・府中市内に建設業の「建築工事業の許可」を得た事業所を有する建設業者で、むさし府中商工会議所が行う耐震補強に関する講習を受講した業者
- ※工事契約前に助成金を申請してください。
- ※原則として工事契約を行った年度内に改修が完了するようにしてください。

助成限度額 **110万円** (ただし、耐震改修費用の2分の1)

耐震除却



市の助成制度により実施した耐震診断で上部構造評点が1.0未満と診断された住宅全部の除却
【解体工事業者】

- ・建設業法の解体に係る許可又は建設リサイクル法の登録を得ている業者
- ※工事契約前に助成金を申請してください。
- ※原則として工事契約を行った年度内に除却が完了するようにしてください。

助成限度額 **50万円** (ただし、除却費用の2分の1)

耐震シェルター等の設置

市の助成制度により実施した耐震診断で上部構造評点が1.0未満と診断された住宅における耐震シェルターなどの設置で、世帯の状況が次のいずれかに該当するもの
【対象要件】

- ・65歳以上の方のみで構成された世帯
- ・身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、精神障害者手帳1級をお持ちの方がいる世帯

助成限度額 **30万円** (ただし、設置費用の4分の3)